

鳥取県財産評価審議会の新規委員を募集します。

鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課では、鳥取県財産評価審議会設置条例（以下「条例」という。）により、鳥取県財産評価審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。

この審議会の新規委員を募集します。

- 1 業務内容 条例第2条に記載されている次の各号に掲げる事項について、その価格を調査審議すること。
 - (1) 一件見積価格7,000万円以上の土地、建物並びに土地及び建物の購入、売払い又は交換
 - (2) 一件20,000平方メートル以上の土地の購入、売払い又は交換
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、一般の取引価格の形成への影響が大きいと知事が認める土地又は建物の購入、売払い又は交換その他知事が必要と認める事項
- 2 募集人数 1名
- 3 応募資格 令和2年3月1日現在で、次の要件をすべて満たすこと
 - (1) 宅地建物取引、建築、不動産鑑定などの分野について専門的知識を有し、不動産の適正価格について意見を述べていただけること。
 - (2) 就任時点で年齢が70歳を超えていないこと。
 - (3) 県内在住であり、東部、中部及び西部の各会場での審議会に出席が可能であること。
 - (4) 県の他の附属機関の委員に就任していないこと。
 - (5) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。
 - (6) 県議会議員及び県職員でないこと。
- 4 受付期間
令和2年3月6日（月）から令和2年3月27日（金）までに郵送、電子メールもしくは持参すること（持参の場合は、午前9時から午後5時までとし、閉庁日を除く）。※当日必着のこと
- 5 委員任期 令和2年6月（任命日）から令和4年6月（任命日の前日まで）（2年間）
- 6 開催回数 年3回程度
- 7 委員報酬 報酬として日額10,200円及び審査会等出席のための旅費（実費）を支給
- 8 応募方法
 - (1) 応募用紙の入手方法
鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課のホームページからダウンロードできるほか、資産活用推進課に応募用紙があります。
※資産活用推進課ホームページアドレス（<http://www.pref.tottori.lg.jp/zaigenkakuho/>）
 - (2) 応募用紙に必要な事項を記入の上、4受付期間内に提出してください。
 - (3) 提出先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課
電話：0857-26-7766
電子メール：shisankatsuyou@pref.tottori.lg.jp
- 9 選考方法
提出書類を審査し決定します。選考結果については、応募者全員に電話等によりお知らせします。
- 10 その他
提出書類は、委員の選考と連絡にのみ使用し、他の目的では使用しませんが、選考終了後も返却しません。